

国際課税のケース・スタディ

年の中途中で居住形態が変更された場合の損益通算の適用関係

税理士 高山 政信

〔事例〕

内国法人乙社に勤務する日本人甲は、同社の海外支店勤務を最後に現地で退職し、帰国後すぐに個人事業を開業の予定である。乙社での勤務は、その大半が国内での勤務の関係で、退職金のうち国内勤務に対応する部分について、わが国で課税されるものと思われ、開業初年度に当たる個人の事業所得において相当の損失が予想される。

居住者の場合、事業所得の損失はそれ以外の所得と損益通算されるが、非居住者として課税された退職所得と損益通算されないのである。

〔ポイント〕

個人の場合、居住者期間と非居住者期間がある場合の課税関係については、それぞれの期間の課税所得を計算し、それを合算したところで、その年の所得税額が計算されるものとされている。その計算の過程で、損益通算の規定の適用があるかについて、次のとおり検討する。

1 居住形態の判定等

2 居住形態が年の中途中で変更された場合の課

税関係

3 非居住者の総合課税される所得の範囲

〔検討〕

1 居住形態の判定等

退職所得の収入金額の収入すべき時期は、例外的なものを除いて、その支給の基因となった退職の日によるべきものとされている（所基通36-10）。

所得税法では、各種所得の収入すべき時期に非居住者か居住者かによって、わが国での課税所得の範囲及び課税方法が異なっている。そのため、各種所得が確定した時の居住形態を確認しておく必要がある。

ここでいう非居住者とは、居住者以外の個人をいうこととされ（所法2①五）、居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いで1年以上居所を有する個人をいう（同三）とされている。

(1) 海外勤務地で退職した場合

海外勤務している個人については、通常、「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いで1年以上居所を有する個人」に当たらないので、非居住者とされる。

事例では、非居住者として退職所得を受領することになる。

非居住者が受領する退職所得のうちに、国内での勤務に基づく部分は国内源泉所得とされ

て、20%の税率で所得税が源泉徴収される。

(2) 国内での勤務の後、退職した場合

日本人が入国した場合、所得税法施行令14条1項2号で、「その者が日本の国籍を有し、かつ、その者が国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有することその他国内におけるその者の職業及び資産の有無等の状況に照らし、その者が国内において継続して1年以上居住するものと推測するに足りる事実があること。」に該当する場合は、国内に住所を有する者と推定するものとされている。

事例では、帰国後国内で開業するということであるので、帰国直後から居住者として取り扱われることになる。

2 居住形態が年の中途中で変更された場合の課税関係

(1) 年の中途中で非居住者から居住者へ変更された場合

年の中途中で居住形態が変更された場合の課税関係については、所得税法102条（年の中途中で非居住者が居住者となった場合の税額の計算）で規定している。

同条では、その年の12月31において居住者である者でその年において非居住者であった期間を有するもの又はその年の中途中において出国する居住者でその年の1月1日からその出国の日までの間に非居住者であった期間を有するものに対する所得税の取扱いを規定している。

なお、年の中途中で居住者から非居住者になった場合、その取扱いについては、所得税基本通達165-1（年の中途中で居住者が非居住者となった場合の税額の計算）で、居住者期間を有する非居住者に対して課する所得税の額は、所得税法165条（総合課税に係る所得税の課税標準、

税額等の計算）の規定により、同法102条の規定に準じて計算することに留意することとされている。

(2) 具体的な計算方法

所得税法102条によれば、非居住者期間を有するものに対する所得税の額は、前二章（居住者の課税標準及び税額の計算）の規定により計算した所得税の額によらず、居住者であった期間内に生じた同法7条1項1号（居住者の課税所得の範囲）に掲げる所得並びに非居住者であった期間内に生じた同法164条1項各号（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者の区分に応ずる同項各号及び同条2項各号に掲げる国内源泉所得に係る所得を基礎として、政令で定めるところにより計算した金額によることとされている。

所得税法施行令258条（年の中途中で非居住者が居住者となった場合の税額の計算）で、具体的な計算の方法等を規定している。

① その者がその年において居住者であった期間（居住者期間）内に生じた居住者の課税所得の範囲に掲げる所得及びその者がその年において非居住者であった期間（非居住者期間）内に生じた非居住者の区分に応ずる国内源泉所得に係る所得を、各種所得の金額の計算の規定に準じてそれぞれの各種所得に区分し、その各種所得ごとに所得の金額を計算する。

② ①の所得の金額（各種所得のうちに、同種の各種所得で、居住者期間内に生じたものと非居住者期間内に生じたものとがある場合には、それぞれの各種所得に係る所得の金額の合計額）を基礎とし、課税標準、損益通算及び損失の繰越控除の規定に準じて、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算す

る。

- ③ 所得控除の規定に準じて、総所得金額等から基礎控除その他の控除をして、課税総所得金額等を計算する。
 - ④ ③の課税総所得等を基礎として税率を適用して、所得税の額を計算する。
 - ⑤ 総合課税される場合の配当控除及び外国税額控除を受けることができる場合に相当する場合には、④の所得税の額からこれらの控除を行い、控除後の所得税の額を計算する。
 - ⑥ 非居住者期間の分離課税される国内源泉所得がある場合には、その所得税の額を計算して、⑤の所得税の額に加算する。
- 以上によれば、非居住者期間に総合課税される各種所得の金額がある場合には、居住者期間の事業所得の金額と損益通算されるものとされている。

したがって、事例では非居住者期間に総合課税される所得があるかどうかである。

3 非居住者の総合課税される所得の範囲

所得税法164条では、支店等の恒久的施設の区分に応じて、総合課税される所得が異なっている。

(1) 支店、事務所等の恒久的施設（PE）を有する場合

支店、事務所等のPEを有する場合、国内源泉所得のすべてが総合課税される。

(2) 建設工事等や代理人等のPEを有する場合

建設工事等や代理人等のPEを有する場合は、所得税法161条の国内源泉所得のうち1号から3号までに掲げる国内源泉所得についてはそのすべてを、4号から12号までの国内源泉所得に

については、建設工事等や代理人等のPEを通じて行う事業に帰せられる所得だけが総合課税される。

それ以外の所得は、分離課税されることになっている。

(3) PEを有しない場合

PEを有しない場合については、国内にある資産の運用、保有所得、国内にある不動産の譲渡及び貸付けによる所得並びに人的役務の提供事業所得等が総合課税の対象とされている。

本件では、非居住者期間に課税されたのは、給与所得者の退職所得だけであるから、甲は、事業を行う拠点であるPEを国内に有しておらず、かつ、総合課税される国内源泉所得も有しないこととなる。

4 まとめ

給与所得者である甲は、非居住者期間に総合課税される所得がないため居住者期間に発生した事業所得の損失と損益通算することはできない。

しかし、退職金を居住者として受領する場合、通常の損益通算の規定が適用される。したがって、日本への帰国後、居住者となった後で退職するという方策を探るべきではないか。